草津市国民保護計画新旧対照表

【審1－2】

編	章	頁	変更後	変更前	理由
1	3	4	【4ページ図中】 ※緊急情報ネットワークシステム（Em－Net）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、防災行政無線、公共ネットワーク、衛星通信等を活用するとともに・・・・・・	【4ページ図中】 ※防災行政無線、公共ネットワーク、衛星通信等を活用するとともに・・・・・・	情報伝達手段の追加
1	4	8	2　社会的特徴 市の人口は、129,913人（平成27.8現在）で人口密度は約1,900人／Km²、人口増加率は全国でも高い水準にある。	2　社会的特徴 市の人口は、125,173人（平成24.5現在）で人口密度は約2,600人／Km²、人口増加率は全国でも高い水準にある。	最新のデータに変換
1	5	11	（2）NBC攻撃の場合の対応 ア　核兵器等 （エ）核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよび除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。	（新規）	滋賀県国民保護計画に整合
2	2	25	（４）高齢者、障害者等要配慮者（以下「災害時要援護者」という。）への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児および妊産婦等、自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している草津市災害時要援護者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。	（４）高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児および妊産婦等、自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。	草津市災害時要援護者避難支援プランに整合 要配慮者に変更しないのは、草津市が市民に災害時要援護者の文言で周知しているため

2	2	25	※【草津市災害時要援護者避難支援プランについて】 　武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取り組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である。 　避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別支援プラン」で構成される。 　災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①手上げ方式、②同意方式の2つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる。（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。	※【災害時要援護者の避難支援プランについて】 　武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取り組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である。（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）参照） 　避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。 　災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる。（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。	草津市災害時要援護者支援プランに整合

3	4	46	3　避難住民の誘導 （14）　大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難 　市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。	（新規）	滋賀県国民保護計画に整合
3	5	49	3　救援の内容 （1）救援の基準等 　市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）および県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 　市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	3　救援の内容 （1）救援の基準等 　市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）および県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 　市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	滋賀県国民保護計画に整合
3	7	58	（7）医療機関との連携 　市長は、広域消防とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。	（7）医療機関との連携 　市長は、広域消防とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施要領等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。	滋賀県国民保護計画に整合

3	7	60	1　武力攻撃原子力災害への対処 （2）安定ヨウ素剤の配布 　市長は、必要に応じ県と協力し、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等を行うものとする。	1　武力攻撃原子力災害への対処 （2）安定ヨウ素剤の配布 　市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出またはそのおそれのある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講じる。	滋賀県国民保護計画に整合
3	7	63	2　NBC攻撃による災害への対処 （6）要員の安全の確保 　市長または広域消防の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するほか、適切な被ばく管理を行うなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。	2　NBC攻撃による災害への対処 （6）要員の安全の確保 　市長または広域消防の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。	滋賀県国民保護計画に整合
3	9	65	（2）廃棄物処理対策 　　ア　市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考にしつつ、廃棄物処理体制を整備する。	（2）廃棄物処理対策 　　ア　市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成11年厚生省生活衛生局作成）等を参考にしつつ、廃棄物処理体制を整備する。	滋賀県国民保護計画に整合